

【ポスター発表】

家賃滞納世帯の生活困窮

—生活困窮者自立相談支援事業相談者の事例から—

○ 東京成徳大学 朝比奈朋子 (6526)

杉野緑 (前・岐阜県立看護大学・771)

〔キーワード〕生活困窮者自立支援制度・家賃滞納・単身世帯

1. 研究目的

報告者はこれまで生活困窮者自立相談支援事業相談者（以下、本制度相談者）の生活実態について世帯に着目して考察し、その生活困窮の特徴を明らかにしてきた（朝比奈・杉野 2018、2019）。これらの研究から、本制度相談者世帯の世帯収入は複数人世帯でも単身世帯でも世帯の生活を維持する収入が不足していることが示された。その不足する生活費を少額の借金で補填したり、税金や家賃等の社会的固定費を滞納したりすることで低位な生活を維持していた。杉野（2020）は、本制度相談者の住まい保障に関連して可処分所得に占める家賃負担は低所得層と民間賃貸住宅層ほど大きいこと、しかし日本では家賃が支払えないことは「私的なこと」として捉えられ顕在化していないことを指摘している。これらから、本報告では家賃滞納のある世帯に着目して、その生活困窮の特徴を捉えることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本報告で対象とする生活困窮世帯は、A市生活困窮者自立相談支援事業の初回相談受付者について、2015（平成27）年4月から2016（平成28）年1月末日の期間の全262ケース、及び2016（平成28）年4月1日から2018（平成30）年3月31日の期間の全552ケースのうち就労支援プラン作成者全40ケースの中で家賃滞納がある世帯（以下、家賃滞納世帯）27世帯である。A市が「相談受付・申込票」及び「インテーク・アセスメントシート」よりケース転記票へ転記した匿名化されたデータの提供を受け、分析を行った。

この家賃滞納世帯の職歴と健康状態、家賃滞納に至る要因に着目して生活困窮の特徴を事例的に考察する。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理規程を厳守して研究を行った。東京成徳大学研究倫理審査を受け、承認された（16-3、30 応-7）。なお、本報告は報告者の責任で行う。

4. 研究結果**(1) 家賃滞納世帯の基本的な特徴**

家賃滞納世帯27世帯のうち、「単身世帯」は15世帯、「複数人世帯」は12世帯であった。相談者の内訳は、単身世帯は男性12名、女性3名、年齢構成は「50歳代」が6名と多い。複数人世帯は男性5名、女性7名、年齢構成は「40歳代」が6名と多い。「貸付・

債務・滞納状況」は、「家賃滞納のみ」は2世帯（全て単身世帯）で、「家賃滞納＋税金等滞納」が8世帯（内、単身世帯6世帯）、「家賃滞納＋借金＋税金等滞納」が7世帯（内、複数人世帯5世帯）であった。相談者の最長職時の社会階層を3階層で整理¹⁾すると、「一般階層」・「不安定階層A」10世帯、「不安定階層B」14世帯、「不明」3世帯であった。

（2）最長職時「一般階層」・「不安定階層A」にみる家賃滞納に至る要因

生活が安定している階層及びさしあたりは普通といえる社会生活を送ることができている階層である「一般階層」・「不安定階層A」10世帯に着目して、家賃滞納に至る要因を主に相談者の年齢及び最長職と健康状態との関連でみた。なお、全世帯が相談者と生計中心者が一致している。内訳は、男性8名、「50歳代」4名（内、女性1名）、「60歳代」3名（内、女性1名）で平均年齢53.8歳である。相談時の健康状態は「良い」5名であるが、内、慢性疾患の既往がある者と一定期間の経過観察を要する疾患の既往がある者が各1名ずつ含まれている。「良くない（通院）」4名は全員が慢性疾患又は障害である。最長職からの離職年齢をみると、7名は一般的な定年退職年齢より早い中年期であった。家賃滞納に至る要因を整理すると、病気や高齢の影響で最長職から離職し、その後の職業は「不安定階層B」又は「無職」、「不明」であった。

5. 考察

家賃滞納世帯の生活困窮として、比較的安定した生活歴を持つ世帯においても家賃滞納に至ること、その世帯は単身世帯が大半であったことから、単身世帯の生活の脆弱性が示された。また、雇用者でありながら、多くが「定年退職年齢」より早期に最長職から離職しており、その後の「再就職」によってもあるいは「再就職」に至らず生活費が不足し、家賃滞納やそれ以外の滞納や借金として困窮が現れていたと言えよう。そして、最長職からの離職は経済情勢との明確な関連はみえず、その後の生活の不安定性は高齢や長期療養が必要な、言い換えればその後の就労継続に大きな影響を与え、かつ長期療養に対する諸費用の支出を要する疾患との関連が示唆された。

〔注〕1 社会階層の位置づけに用いた項目は、i. 年齢、ii. 性別、iii. 学歴、iv. 結婚歴、v. 雇用形態、vi. 給与形態、vii. 給与額、viii. 社会保険の加入状況、ix. 企業規模、x. 勤務年数、xi. 資格の有無、xii. 職業の労働市場としての開放性、である。

〔文献〕1. 朝比奈朋子・杉野緑(2018)「生活困窮者自立支援制度利用者に見る世帯の特徴－A市の生活困窮者自立相談支援事業利用者の調査分析から－」東京成徳大学研究紀要第25号
2. 朝比奈朋子・杉野緑(2019)「生活困窮者自立相談支援事業利用者に見る単身世帯の生活の不安定性の特徴－A市生活困窮者自立相談支援事業利用者の健康状態と就労状況を中心に－」東京成徳大学研究紀要第26号
3. 杉野緑(2020)「オランダの住宅保障における社会住宅の役割」岐阜県立看護大学紀要 第20巻1号